

JHS 高品質住宅保証システムに係る新築住宅の追加条項

高品質住宅保証システムの場合の追加条項

[甲:注文者又は買主、乙:請負者又は売主]

(保証住宅としての登録)

第1条 乙は、本住宅について、ジャパンホームシールド株式会社(以下 JHS)が運営する高品質住宅保証システムの登録を受け、JHS が定めるところにより、乙の保証責任を担保するために別紙の内容の保証を受けるものとする。